

合併完了の公告

平成 30 年 4 月 1 日

各位

東京都千代田区神田猿樂町 2 丁目 8 番 16 号 平田ビル 6 階
株式会社メモリード・ライフ
代表取締役 高原芳信

当社は、平成30年4月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、NP 少額短期保険株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併(以下「本合併」といいます。)を行いましたので、保険業法第 166 条第 1 項の規定に基づき、以下の通り公告いたします。

記

1. 保険契約者その他の債権者の異議申述について

- (1)当社は、保険業法第 165 条の 24 第 2 項の規定に基づき、平成 30 年 1 月 31 日付官報および同日付電子公告により、当社の保険契約者その他の債権者に対し、本合併についての異議申述の公告をいたしました。異議申述の期限である平成 30 年 2 月 28 日までに異議を述べた保険契約者その他の債権者はありませんでした。
- (2)NP 少額短期保険株式会社は、保険業法第 165 条の 24 第 2 項の規定に基づき、平成 30 年 1 月 31 日付官報および同日付電子公告により、同社の保険契約者その他の債権者に対し、本合併についての異議申述の公告をいたしました。異議申述の期限である平成 30 年 2 月 28 日までに異議を述べた保険契約者その他の債権者はありませんでした。

2. 株式買取請求について

- (1)当社は、会社法第 797 条第 3 項の規定に基づき、平成 30 年 2 月 13 日付で当社の株主に対して、吸収合併をする旨ならびに吸収合併消滅会社の商号および住所を通知いたしました。反対株主の株式買取請求の申し出はありませんでした。
- (2)NP 少額短期保険株式会社は、会社法第 785 条第 3 項の規定に基づき、平成 30 年 2 月 15 日付で同社の株主に対して、吸収合併をする旨ならびに吸収合併存続会社の商号および住所を通知いたしました。反対株主の株式買取請求の申し出はありませんでした。なお、NP 少額短期保険株式会社は、新株予約権を発行していませんので、会社法第 787 条の規定に基づく手続は行っていません。

3. 本合併の効力発生日 平成 30 年 4 月 1 日

4. 本合併後の当社の本店所在地

東京都千代田区神田猿樂町 2 丁目 8 番 16 号 平田ビル 6 階

以上